

## 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育職員（」の次に「静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第 号）の適用を受ける者を除く。」を加える。

第5条第4項中「教育委員会」を「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第8条第2項第4号中「4時間」を「勤務時間条例第5条に規定する半日勤務時間（以下「半日勤務時間」という。）」に改め、同項第5号中「4時間」を「半日勤務時間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（期末手当基礎額等に係る加算）

第8条の2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員で、次に掲げるものについては、第14条において準用する静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。）第28条第4項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を同条第2項の期末手当基礎額とする。

- (1) 職務の級が3級以上であるもの
  - (2) 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前号に掲げる者に相当する職員として教育委員会規則で定めるもの
- 2 前項の規定は、第14条において読み替えて準用する給与条例第31条第2項の勤勉手当基礎額に準用する。この場合において、前項中「第28条第4項」とあるのは「第31条第3項にお

いて準用する給与条例第28条第4項」と読み替えるものとする。

第14条を次のように改める。

(準用)

第14条 第3条に規定する給与については、この条例に定めるもののほか、給与条例の規定を準用する。この場合において、給与条例第13条及び第16条中「市長」とあるのは「教育委員会」と、給与条例第24条ただし書中「初任給調整手当及び特殊勤務手当（市規則で定めるものに限る。）」とあるのは「定時制通信教育手当」と、給与条例第36条第2項中「該当して休職」とあるのは「該当して休職（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条の規定の適用を受ける休職を除く。）」と、給与条例中「市規則」とあるのは「教育委員会規則」と、それぞれ読み替えるものとする。

附則第10項中「次の表の給料表欄に掲げる給料表」を「高等学校等教育職給料表」に、「次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上」を「4級」に改め、同項の表を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。